

# 特定非営利活動促進法附帯決議

平成10年3月3日  
参議院労働・社会政策委員会

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 一、 この法律の施行に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由に配慮し、特定非営利活動の自主性を損なうことのないよう努めること。
  - 二、 特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。
  - 三、 民法第三十四条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。
  - 四、 中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。
- 右、決議する。